

## 要回覧

み自発第23-35号  
令和5年7月23日

み春野自治会 会員各位

み春野自治会

## 宇那谷み春野公園内で焼損事案が発生！ —「放火防止対策等に関するお願いについて」—

7月19日（水）の早朝、住民の方から自治会役員あてに、情報提供があったことを端緒に、み春野公園内の東屋を確認したところ設置されているテーブルが焼損していること、テーブルの周囲に樹木の枝やウレタン素材の養生材などが焼け焦げて放置されていること及び複数銘柄のタバコの吸い殻が散乱していることなどを確認しました。

その後、公園の管理を所管する花見川・稲毛公園緑地事務所が警察署に被害届を提出する前提で、警察署及び消防署等による見分が行われました。



現在、関係機関による捜査並びに原因調査が継続中であり原因は特定されておりませんが、火の気のない場所での焼損事案であることから放火火災への警戒を念頭に不審者などを見かけた際には、躊躇なく通報していただきますようお願い申し上げます。

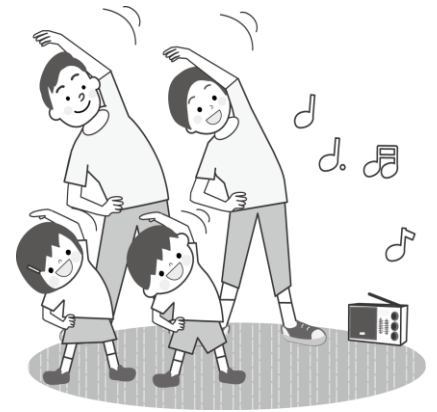
今回の焼損事案が放火であるとは、断定には至りませんが、放火を防ぐためには、一人ひとりが防止対策を心掛けるとともに、地域全体が「放火されない環境づくり」に取り組むことが重要です。

地域内における安心・安全を確保するために、暗いところや死角になるところに可燃物を放置しないこと、夜間にごみを出さないこと、門灯等の終夜点灯により街路を明るくすることなどの対策の徹底についても、改めてお願い申し上げます。

また、千葉市の都市公園においては、管理敷地内において全面禁煙（加熱式たばこも規制対象）であること、また、路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例を施行していることからご理解、ご協力をお願い致します。

なお、他の公園利用者や周辺に迷惑とならない範囲で市販の子ども用花火などを行うことは可能です。爆竹やロケット花火など、大きな音の出る花火は出来ません。遊具の近くや夜遅くには行わない、燃えかすやゴミは持ち帰る、バケツなどで水を用意するなど、マナーを守ってご利用いただきますようお願い致します。

## 夏休みラジオ体操開催のお知らせ



平素より自治会活動へご協力いただきありがとうございます。

昨年度より、新型コロナウイルス感染予防に留意しながら再開した「夏休みラジオ体操」ですが、今年も開催します。

夏休み期間中のお子さんの規則正しい生活リズムを保持のため（あるいは取り戻すため）だけでなく、大人の皆さんやシニアの皆さんも一日の始まりを気持ちよく迎えるために一緒にラジオ体操しませんか？多くの皆さんの参加をお待ちしています！

－ 記 －

開催期間： 8月19日（土）～25日（金）

開催時間： ラジオ体操 6:30～6:45

\* N H Kのラジオ体操放送に合わせて体操をします。

開催場所： み春野公園バスケットボールコート付近

【参加に際してのお願い】

- ・ 当日の体調が思わしくない場合は参加しないこと
- ・ 早朝とはいえ夏の暑い時期です。こまめな水分補給をお願いします
- ・ 事前事後の手洗い・うがいの励行

出席カードを準備し、優良参加者には最終日に景品をお渡します。

※最終日に参加出来ず、景品が貰えない方は後日集会所でお渡しますので出席カードを持参ください。

**み春野ふるさと夏まつり(その2)****み春野音頭 盆踊りの練習をします!**

梅雨空の続く中、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて4年ぶりとなります**“第20回み春野ふるさと夏祭り”**を **8月26日(土)**に

盛大に開催します。夏祭りのメインは「花火」と「盆踊り」です。

久しぶりの開催となりますので、これまでに踊ったことのない方も多いでしょうし、今まで踊っていたという方にも当時の感覚を取り戻していただきたく、下記の日程で「盆踊り練習会」を開催します。



祭り本番を迎えるまでにしっかり覚えて、当日は皆さんで楽しく大いに踊りましょう!

皆さま、お誘いあわせの上、ご参加いただきますようお願いいたします!

**記**

・日 時： **令和5年8月6日(日) 11時より**

・集合場所： **自治会集会所**

※10時より「夏祭り実行委員会」が開催されますので、

終了後の練習会になります。

参加者が多くなった場合には、み春野公園に場所を移して実施します。

また、8月19日～8月25日開催のラジオ体操終了後の6:45～7:15

にも練習会を別途予定します。



## 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日  
み自発第23-28号  
み春野自治会・夏祭り実行委員会

# み春野ふるさと夏祭り（その3） 花火大会会員協賛金大募集！！

新型コロナ禍による中止により、今年のみ春野夏祭りは4年ぶりの開催となります。  
さらに、今年の夏祭りは記念すべき第20回という節目に当たります。  
華やかだった前回までの花火大会、皆様の良き思い出になっていると思います。  
今年の夏祭りの花火も、そういった思い出の一つに残るようなものにしたいと考えています。

打上げ花火ですが、享保年間に飢饉や疫病が流行し多くの死者が発生したことから  
その鎮魂と悪霊退散を祈って隅田川で打ち上げられたのが始まりとされています。  
未だに新型コロナは終息しておりませんが、み春野の皆さんの思いが込められた花火が  
み春野の夜空に大輪の花を咲かせ、この禍を吹き飛ばしてくれることを願います。  
近隣企業や団体には別途お声掛けをさせていただきますが、まずは自治会員の皆さま  
から協賛金ご協力をいただきたいと思います。

一口 1,000円としますが、昨今は花火の価格も高騰しておりますので、従来同様  
規模の花火にするためには、今まで以上の皆さまのご協力が必要です。世帯一口に限らず  
らずのご協力を説にお願いします。（第19回の会員協賛金実績 459,000円/421軒）

### 【寄付の方法】

・班別協賛申込一覧に、お名前・口数/金額・名前掲示の有無 を記入願います。

### 【班長・副班長さんへ】

・班長・副班長さんは、回覧終了後、花火大会会員協賛金 班別申込一覧表に記入された方に  
協賛金の集金に行ってください。

・協賛金を受け取りに行った際には、別紙、領収書に班長/副班長  
の印を押し、領収書を発行してください。

協賛申込一覧表に記載あることを確認し"✓"をつけてください。

・花火協賛金は、次回班長会（8/20）までに  
協賛申込一覧と合わせて持参願います。



# 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日

み自発第23-29号

み春野自治会・夏祭り実行委員会

## み春野ふるさと夏祭り（その4） パフォーマンスステージ出演者大募集！

「み春野ふるさと夏祭り」まであと1か月ほどになりました。

4年ぶりに復活する夏祭りを盛り上げてくれる、パフォーマーを募集します。

皆さんの自慢の踊りや歌、楽器やお笑い・・・何でも構いません！

子どもだけでなく大人の方もこの機会にステージデビューを果たしてみませんか!?

昔果たせなかった夢を実現するもヨシ！、最近ハマっていることをお披露目するもよし！

⇒ 個人でもグループでも、ジュニアもシニアもみんなで奮ってご応募ください。

1ステージ5分を目処とします。

応募多数の場合は申し訳ありませんが、抽選とさせていただきます。

出演者には景品を差し上げます！！

応募票に記入し 8月5日(土)までに班長・副班長宛て提出して下さい。

応募が少なければ以降も役員にて都度受付します。

時間： 夏祭り当日 17：00～

※ 参加申込数や内容により割当時間帯が変わります。ご了承ください。

**「応募票」が不足する場合にはコピーするか集会所まで申し出てください**

----- 切り取り線 -----

第20回み春野ふるさと夏祭り パフォーマンス・ステージ応募票

提出期限 令和5年8月5日

班番号	住所 (み春野)	名前	学年 (年齢)	時間(分)
種目		具体的内容		

----- 切り取り線 -----

第20回み春野ふるさと夏祭り パフォーマンス・ステージ応募票

提出期限 令和5年8月5日

班番号	住所 (み春野)	名前	学年 (年齢)	時間(分)
種目		具体的内容		

----- 切り取り線 -----

第20回み春野ふるさと夏祭り パフォーマンス・ステージ応募票

提出期限 令和5年8月5日

班番号	住所 (み春野)	名前	学年 (年齢)	時間(分)
種目		具体的内容		

## 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日  
み自発第23-30号  
み春野自治会・夏祭り実行委員会

# み春野ふるさと夏祭り（その5） インドアゲーム大会開催！

いよいよ「み春野ふるさと夏祭り」まであと1か月ほど・・・

以前は子供たちを対象に「ピンポン大会」を開催していましたが、  
今回は幅広い年代の方々に楽しんでいただけるよう、  
「インドアゲーム大会」と称して、『モルック』と『輪投げ』を開催します。

モルックは勝ち抜き形式、輪投げは合計ポイントで競って頂きます。

「今までやったことない」という方もぜひご参加下さい。

それぞれ優勝者と準優勝者には「お楽しみ景品」を贈呈します。

開催場所：集会所ホール

集合時間：夏祭り当日 13：30

※集合は時間厳守。遅れてくると参加できません。

ルール：個人戦のみ、勝ち抜き方式

・「モルック」は公式ルールに沿って対戦

・「輪投げ」は3回投げた合計得点で競う

### “モルック”とは？

モルックを投げて倒れたスキットルの内容によって  
得点を加算していき、先に50点ピッタリになるまで  
得点した方が勝ち！



\* 参加者の皆さんの何人かに審判その他運営のお手伝いをお願いします。

快くお手伝いの要請を受けてくださいね！

**み春野ふるさと夏祭り(その6)****「子ども神輿」巡行のご案内**

4年ぶりとなります“第20回み春野ふるさと夏祭り”を8月26日(土)に盛大に開催します。新型コロナ蔓延以前の夏祭りで催していた子ども山車に代わり、今年は「子ども神輿」を巡行します。近隣自治会より譲り受けた子ども神輿を装飾しましたので、子ども達に元気に神輿を担いでお祭りムードを盛り上げてもらいたいと思います。未だ終息しない新型コロナウイルス感染症の鎮静と退散を祈念したいと思います。子供たちにとって夏の楽しい思い出の一コマになることを願い、たくさんのお子様の参加をお待ちしています。

**◆神輿を担いでくれるお子さまへ****【集合時間・集合場所】****8月26日 15:30****み春野公園 夏祭りゲート付近集合****【巡行ルート】****み春野公園の周りを巡行します。**

※巡行に先立って、①担ぎ棒等の消毒 ②参加者の検温 ③参加者の手指消毒を行います。



# 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日  
み自発第23-32号  
み春野自治会・夏祭り実行委員会

## み春野ふるさと夏祭り（その7） ブロック別 お手伝い募集一覧表

### ブロックと班の一覧表

ブロック	班	ブロック	班
1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	2	9, 10, 11, 12, 13, 14, 15
3	16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24	4	25, 26, 27, 28, 29, 30, 31
5	32, 33, 34, 35, 36, 37, 38		

### 各ブロックお手伝い一覧表

日付	お手伝い内容	時間	担当ブロック
8/26(土)	会場設営	9:00 ~	全会員対象
↓	インドアゲーム係	13:00 ~ 15:00	a
↓	子ども神輿係	15:00 ~ 16:00	b
↓	スーパースポーツ・ヨーヨー	14:30 ~ 21:30	c
↓	交通警備係	15:30 ~ 21:30	d
↓	盆踊り係	18:30 ~ 20:00	b
8/27(日)	後片づけ	9:00 ~ 12:00	全会員対象
↓	打上げ	12:00 ~	全会員対象

※ ブロック単位で集計・取り纏めして時間帯ごとの参加者を平準化し、「お手伝い集計表」に記載のうえ(写)を実行委員会宛提出下さい。後日時間帯の変更をお願いすることもありますのでご了承下さい。



## 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日

み自発第23-32 別紙1  
み春野自治会・夏祭り実行委員会  
第\_\_ブロック ( \_\_ 班)

班長\_\_\_\_\_・副班長\_\_\_\_\_

# み春野ふるさと夏祭り (その7) \_\_\_\_\_ブロック お手伝い募集!

今年のふるさと夏祭りでは、自治会出店や夏祭り運営に関わる各種役割を各ブロックの皆さんにお手伝いをお願いしたいと思います。以前にも皆さんの積極的なご協力で、円滑かつ盛況な夏祭りになりました。厚く御礼申し上げます。今年も引き続きブロック単位での運営を行っていきます。

みんなで参加して昨年以上に楽しい夏祭りに行きましょう!

当日のお手伝いをしていただける方は、下表に時間帯毎に記入して下さい。

### ◆スーパーボール・ヨーヨー

14:30~15:30			
15:30~16:30			
16:30~17:30			
17:30~18:30			
18:30~19:30			
19:30~20:30			
20:30~21:30			
いつでも可			

※ ブロック単位で集計・取り纏めて時間帯ごとの参加者を平準化し、「お手伝い集計表」に記載のうえ(写)を実行委員会宛提出下さい。後日時間帯の変更をお願いすることもありますのでご了承下さい。

# 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日  
み自発第23-32 別紙1  
み春野自治会・夏祭り実行委員会  
第\_\_ブロック ( \_\_ 班)

班長 \_\_\_\_\_ ・ 副班長 \_\_\_\_\_

## み春野ふるさと夏祭り (その7)

# \_\_ブロック お手伝い募集!

今年のふるさと夏祭りでは、自治会出店や夏祭り運営に関わる各種役割を各ブロックの皆さんにお手伝いをお願いしたいと思います。以前にも皆さんの積極的なご協力で、円滑かつ盛況な夏祭りになりました。厚く御礼申し上げます。今年も引き続きブロック単位での運営を行ってまいります。みんなで参加して昨年以上に楽しい夏祭りに行きましょう!

当日のお手伝いをしていただける方は、下表に時間帯毎に記入して下さい。

### ◆インドアゲーム係

集会所ホールにて開催するゲーム（モルック・輪投げ）の運営  
（ゲームの進行、スコア記録）

12:30~13:30			
13:30~14:30			
14:30~15:30			
15:30~16:30			
16:30~17:30			
17:30~18:30			
18:30~19:30			
いつでも可			

※ ブロック単位で集計・取り纏めして時間帯ごとの参加者を平準化し、「お手伝い集計表」に記載のうえ(写)を実行委員会宛提出下さい。後日時間帯の変更をお願いすることもありますのでご了承下さい。

**要回覧**

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日

み自発第23-32 別紙1  
み春野自治会・夏祭り実行委員会  
第\_\_ブロック ( \_\_ 班)

班長\_\_\_\_\_・副班長\_\_\_\_\_

み春野ふるさと夏祭り (その7)  
**ブロック お手伝い募集!**

今年のふるさと夏祭りでは、自治会出店や夏祭り運営に関わる各種役割を各ブロックの皆さんにお手伝いをお願いしたいと思います。以前にも皆さんの積極的なご協力で、円滑かつ盛況な夏祭りになりました。厚く御礼申し上げます。今年も引き続きブロック単位での運営を行っていきます。

みんなで参加して昨年以上に楽しい夏祭りに行きましょう!

当日のお手伝いをしていただける方は、下表に時間帯毎に記入して下さい。

◆子ども神輿・盆踊り係

- ・子ども神輿の安全な巡行のための世話役
- ・踊り手の勧誘・優秀踊り手選出・踊りの輪に入りリードする

14:30~15:30			
15:30~16:30			
16:30~17:30			
17:30~18:30			
18:30~19:30			
19:30~20:30			
20:30~21:30			
いつでも可			

※ ブロック単位で集計・取り纏めして時間帯ごとの参加者を平準化し、「お手伝い集計表」に記載のうえ(写)を実行委員会宛提出下さい。後日時間帯の変更をお願いすることもありますのでご了承下さい。

# 要回覧

み春野自治会会員各位

令和5年7月23日  
み自発第23-32 別紙1  
み春野自治会・夏祭り実行委員会  
第\_\_ブロック ( \_\_ 班)  
班長\_\_\_\_\_・副班長\_\_\_\_\_

## み春野ふるさと夏祭り (その7) \_\_\_\_\_ブロック お手伝い募集!

今年のふるさと夏祭りでは、自治会出店や夏祭り運営に関わる各種役割を各ブロックの皆さんにお手伝いをお願いしたいと思います。以前にも皆さんの積極的なご協力で、円滑かつ盛況な夏祭りになりました。厚く御礼申し上げます。今年も引き続きブロック単位での運営を行っていきます。

みんなで参加して昨年以上に楽しい夏祭りに行きましょう!

当日のお手伝いをしていただける方は、下表に時間帯毎に記入して下さい。

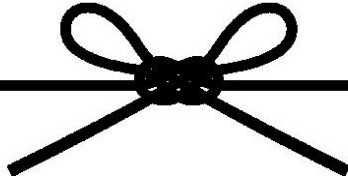
### ◆交通警備係

会場周辺道路の交通整理・駐車禁止の見回り・来賓駐車場の出入り警備  
駐輪場警備など

14:30~15:30			
15:30~16:30			
16:30~17:30			
17:30~18:30			
18:30~19:30			
19:30~20:30			
20:30~21:30			
いつでも可			

※ ブロック単位で集計・取り纏めて時間帯ごとの参加者を平準化し、「お手伝い集計表」に記載のうえ(写)を実行委員会宛提出下さい。後日時間帯の変更をお願いすることもありますのでご了承下さい。

## み春野ふるさと夏まつり\*和太鼓をたたきませんか？



## み春野自治会では

盆踊りで和太鼓を「鼓春」と一緒に叩いてくださる方を募集しています。  
経験者のみなさんはもちろん、初めてという方まで  
興味のある方は、是非ご参加ください。

鼓



老若男女！年齢不問！  
親子でもお孫さんとでもどうぞ  
運動不足解消にも  
求む！集まれ！  
元・鼓春たち 思い出を作ろう

大募集!!



一緒に盛り上げて  
いきましょう

練習日	時間	場所
7月30日(日)	13:00~14:30	犢橋公民館
8月6日(日)	13:00~14:30	犢橋公民館
8月13日(日)	13:00~14:30	犢橋公民館
8月20日(日)	13:00~14:30	犢橋公民館

※犢橋公民館 花見川区犢橋町162-1 駐車場あり

- \* 上記の日程で練習を行っていますのでご参加ください。(夏祭り当日の受付は行っておりません)
- \* 参加費(施設使用料)として1人あたり200円のご負担をお願いします。
- \* お問合せ・参加希望の方は、み春野自治会(↓)またはみ春野太鼓「鼓春」までご連絡をお願いします。



▶ み春野自治会集会所: ☎ 043-239-6733

み春野自治会 会員各位

み春野自治会 会長  
み春野自主防災組織  
本部長(指揮・計画統括)

## 参加しよう！防火・防災訓練

防火・防災訓練に関するお知らせです。

今年は、1923年に発生した関東大震災から100年の節目にあたります。地域をあげて防災について考え、災害に備える機会として、会員の皆様には、防火・防災訓練に参加いただければ、幸いです。

日 時	訓練内容	対象者	実施場所
9月3日 (日) 11時00分～	シェイクアウト 訓練(※)	全住民	各ご家庭 公園清掃会場
	防災無線の放送を合図に、地震の揺れから身を守る「安全行動(あたまをまもるなど)」を1分間、各自が行います。		
9月24日 (日) 11時00分～	初期消火訓練 (排水栓利用)	各班長・副班長	み春野公園 周辺道路
	消防署員の指導により、排水栓にスタンドパイプをセットし、延長した消火用ホースから放水を行います。		
11月3日 (金) 10時30分～	防火防災講話 & 消火器取扱い	秋フェス来場者	み春野公園
	「家庭における出火防止」と題して講話を開催します。消火体験コーナーでは、消火器の取り扱い方法を学べます。		
11月3日 (金) 13時30分～	地震体験 (防災普及車)	秋フェス来場者	み春野公園
	過去に国内で発生した大規模地震を再現することができる最新の防災普及車(起震車)が来場します。中学生以上はVR映像体験も可能です。		
3月17日 (日) 9時00分～	安否確認訓練	各世帯 各班長・副班長	各ご家庭 各班・集会所
	後日、自治会から配布する安否カードを各世帯に掲出いただきます。各班長・副班長が班内を巡回し、班内の安否状況を集約し、対策本部(自治会集会所)に伝達します。一部の班では、デジタル化実証事業の一環としてアプリを利用した安否確認を試行する予定です。		

※ 9月3日実施予定の「シェイクアウト訓練」を除き、詳細は都度、回覧でお知らせ致します。

み春野自治会会員各位

み春野自治会

## 民生委員等による「避難行動要支援者名簿」掲載者の実態調査について

災害発生時に自ら避難することが困難で一定の要件に該当する方は、千葉市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載されています。

み春野自治会は、「千葉市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」を千葉市と締結しています。

千葉市において本人の同意を得ている場合は、当該名簿情報を自治会及び民生委員等に提供することで、安否確認、避難支援、避難所における生活支援に活用することになっています。

この度、自治会では、千葉市の方針を踏まえ民生委員及び児童委員との連携による名簿掲載者の実態把握を実施することと致します。

自治会は千葉市から支援体制の構築状況に関する現状確認を求められています。該当者及び同居親族等の皆様には、ご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 目的

大規模災害発生時の名簿掲載者に対する地域ぐるみ（近隣近所、自治会、自主防災組織、避難所運営委員会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会地区部会）の安否確認、避難支援及び避難所等における生活支援を円滑に実施するためのものです。

#### 2 実態調査の趣旨

本人（名簿掲載者。ただし、条例の規定に基づく名簿情報提供の拒否者を除く。）又は同居親族等の意思により、災害発生時の近隣近所における「共助」による支援を希望される意向がある方の中で避難支援者の確保できていない方等の把握を含め、避難支援者の確保や地域ぐるみの支援体制づくりを進めるものです。

#### 3 実態調査の内容

原則、民生委員又は児童委員（担当者：1丁目 池田志麻子委員、2町丁目 山野内智子委員、3丁目 穂積千佳子委員）が順次、個別訪問致します。

ただし、訪問による実態調査に支障等がある方は、「調査票兼支えあいカード」を提出いただくことで替えさせていただきます。

なお、本回覧後を目途に、「調査票兼支えあいカード」及び提出の際に使用する封筒を名簿掲載者のご自宅のポストに投函いたします。

##### (1) 必須確認事項

「共助」による支援に関する希望の有無（希望しない旨の回答をいただいた場合は、任意事項に関する確認は行いません。）

##### (2) 任意による確認事項

ア 日中独居の有無など発災時における影響の有無

イ 避難及び避難生活（在宅避難を含む。）における懸念事項

- ウ 自宅から避難しなければならぬ時の頼れる方（避難支援者）の有無
- エ 近隣近所における避難支援者確保を踏まえた意向等（頼りたいと思える人）
- オ 避難所生活で配慮すべき事項の有無（日常生活における支障や避難生活の不安）
- カ 緊急時の連絡先
- キ 調査内容を自治会（避難支援者を含む。）や避難所運営委員会と共有することについての意向
- ク その他、名簿掲載者又は同居親族等が受援にあたり必要とする事項

#### 4 調査の開始時期等

- (1) 個別訪問は、令和5年9月上旬以降、順次対応させていただきます。
- (2) 別添え「調査票兼支えあいカード」の提出により調査とさせていただくことを希望される場合は、令和5年8月20日までに次により提出をお願い致します。
  - ア 本人又は同居親族等が必要と思う事項のみ記入をお願いします。
  - イ 提出の際は、封緘してください。（封筒は無記名としてください。）
  - ウ 提出の先は、自治会集会所のポストに投函又は事務員に手渡ししてください。
  - エ 提出に伴い回収が必要な場合や掲載にあたり疑義がある場合は、自治会まで問い合わせ願います。なお、回答事項について確認がある場合は民生委員等が電話連絡する場合があります。

#### 5 その他

- (1) み春野自治会の名簿管理責任者は市で実施する個人情報取扱研修を受講しています。
- (2) 災害発生時には、円滑かつ迅速な安否確認を実施するために千葉市から自治会等に対して、地域の避難行動要支援者を網羅した名簿情報（条例に基づく名簿情報提供の拒否者を含む。）が提供されることになっています。  
緊急を要する場合の対応については、ご理解とご協力をお願い致します。
- (3) 千葉市が作成する避難行動要支援者名簿の掲載者は、介護認定を受けている方や障害のある方の中で一定の要件に該当する方に限定されています。  
特別の事情を有する方で避難支援等を希望する方は、自ら手をあげることで、名簿掲載者となることが可能です。  
老々介護や日中独居、日本語による意思疎通に支障がある外国人等は対象となりますので、名簿への掲載申請等は、千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課に問い合わせください。
- (4) 本地区は、災害時における地域拠点である指定避難所（こてはし台小学校）から離れ立地しているため、自治会集会所を一時に避難所として活用できるよう備えを進めていますが、多く方を収容するには限界があります。一方、住宅に甚大な被害が生じた場合や延焼火災の危険があるときは、難を避けるため避難が不可欠です。  
また、専門性の高いケアサービスが必要な避難者を千葉市が指定する拠点的福祉避難所に移送する場合は、一旦、指定避難所内に設置する福祉避難室に収容しなければなりません。このような地域の特性についてご理解ください。
- (5) 災害対策基本法の改正に伴い千葉市でも取り組みを開始している個別避難計画策定に係るモデル事業は、土砂災害警戒区域にお住まいの方等、危険実態がより深刻なケースを優先しており現在のところ本地区は、対象には含まれていません。
- (6) 本文書及び取り組みにおける統一表記として、法令及び条例・規則等に基づく用語又は制度名称等は、所管官公庁における用語の表記に係る方針を踏まえて、漢字表記としています。



避難行動要支援者名簿掲載者に係る実態調査票兼「支えあいカード」

名簿掲載者氏名		記入日	R5年 月 日
住所	み春野 丁目 番号		
居住の有無	<input type="checkbox"/> 居住してる	<input type="checkbox"/> 居住していない	
居住状況	独居 高齢世帯 家族同居 其他		

◇必須の確認項目

「共助」による支援	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
-----------	-------------------------------	--------------------------------

※ 以下は、任意による確認項目です。必須確認項目について、「希望しない」旨を記載した方は回答の必要はありません。

◇任意の確認項目（該当項目に○印をつける。）

1	家庭内で備えはできているので、平素を含め心配はない。家族以外の支援は必要ない。	
	日中独居の時間があるなど、家族以外の支援も必要である。	
	万一に備え、家族以外の支援者を確保しておくことは不可欠である。	
2	自分ひとりで避難所等に避難することができる。	
	他者の支援がないと自宅からは避難することはできない。	
3	避難や避難所における生活には、支障がある。	
4	家族以外に頼れる人を決めている。	
	近隣近所に頼れる人が居る、日頃から気軽に挨拶したり声を掛け合う関係が築けており不安はない。	
	近隣近所で頼れる人は決めていない。万一のとき声を掛けてくれる人が居れば安心できる。	
5	避難や避難所生活における支障や不安を教えてください。	
6	近隣近所で頼れる方（頼りたいと思う方）はどなたですか。	
	近所 ・ 知人 ・ 自治会関係 ・ 民生委員	さん
7	本情報を避難支援者及び避難所運営委員会の間で共有することへの同意に関する意向	<input type="checkbox"/> 同意する。
8	緊急連絡先電話番号	間柄



## 要回覧

み自発第23-23号の2  
令和5年7月23日

み春野自治会 会員各位

み春野自治会

## 民生委員・児童委員が訪問します。



### 対象となるご家庭

- 65歳以上の一人暮らしで要介護、要支援の方
- 要介護認定区分（3～5）の方
- 重度の障害者の方
- 重度の難病患者等の方

※千葉市が作成する避難行動要支援者名簿に登載されている方



## 災害時に地域の協力者による支援が必要な方を把握します。

### 訪問の目的

- ひとりや家族の支援のみでは、避難に伴う移動が困難である方などを把握し、安否確認や避難時の支援方法を検討しておくものです。

### 訪問の時期

- 9月に開始し、12月頃までに終了します。



※ 本文書及び取り組みにおける統一表記として、法令及び条例・規則等に基づく用語又は制度名称等は、所管官公庁における用語の表記に係る方針を踏まえて、漢字表記としています。

詳細は回覧をご確認ください。

み春野自治会会員各位

み春野自治会

「避難行動支援に係る共助力の向上」に係る取り組み状況について  
ー 地域における共助による支援を望む方へ 制度等のお知らせ ー

自治会及び諸団体等（千葉市、花見川区民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会及び同地区部会、避難所運営委員会）における取組状況を会員の皆様に、広く周知致します。

万が一に備えて、近隣における共助による支援を望む方につきましては、ご利用できる制度についてご確認いただき、その活用についてご検討ください。

また、「誰一人取り残さない防災の実現」にあたりましては、会員の皆様方による「支え合い」や「助け合い」が不可欠です。

高齢者をはじめ発災時の避難等に支援を要する方への自発的な声掛けや平素からの見守りについて、ご理解のうえ、実践いただきますようお願い申し上げます。

記

1 活用できる支援制度等

該当区分			対象となる支援（制度等）
災害時要支援者 ※1	避難行動要支援者 ※2	名簿情報の提供に同意している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合いカードを作成し近隣の支援者を確保</li> <li>民生委員等による見守り</li> <li>民生委員による実態把握</li> </ul>
		家族以外の方	民生委員による実態把握
		名簿情報の提供に同意していない方（条例の規定に基づく拒否者である方）	発災時の安否確認等、緊急時には協力いただきます。
	手上げによる名簿掲載を希望する方	老々介護、日中独居、日本語による意思疎通に支障ある外国人等 ※3	千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課に掲載申請してください。
	上記以外	後期高齢者 ※4	独居の方、高齢二人世帯の方 ※4
上記以外の方		支援や見守りを希望する方は、自治会にご相談ください。	

※1	①高齢者、②視覚障害者、③聴覚・言語障害者、④肢体不自由者、⑤内部障害者、⑥知的障害者、⑦発達障害者、⑧精神障害者、⑨難病患者等、⑩乳幼児、⑪妊産婦、⑫外国人等、⑬災害時負傷者、⑭災害孤児等、⑮地理に不案内な旅行者等
※2	①65歳以上の独居高齢者で要支援1・2又は要介護1・2の方、②要介護3・4・5の方、③重度障害者の方、④重度認定を受けている難病者の方、⑤※3該当者

## 2 その他

- (1) 避難行動要支援者（名簿情報の提供拒否者を除く。）を対象とした実態把握を目的とした個別訪問の詳細については、別にお知らせします。
- (2) 前1表中の※4（後期高齢者である独居者と高齢者二世帯を対象とした）千葉県社会福祉協議会地区部会における見守り活動については、ひとり暮らし高齢者等が、安心して地域で暮らせるように、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行う活動です。  
この取り組みは、地域福祉活動の一環であり、防災とは別の目的を有するものですが、緊急時には、防災と福祉が連携を図ることが有効であることから紹介させていただくものです。  
なお、本制度については、75歳時に行う民生委員による健康調査の際に、支援の有無を確認済ですが、その後、支援が必要になった場合には、民生委員による健康調査（毎年1回・5月～7月に実施）の際に申し出ください。
- (3) 当事者のみならずご家族の方も支援制度の趣旨を鑑み必要な対応について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。
- (4) 本文書及び取り組みにおける統一表記として、法令及び条例・規則等に基づく用語又は制度名称等は、所管官公庁における用語の表記に係る方針を踏まえて、漢字表記としています。

## 3 参考資料

別添え1及び2のとおり

# 災害時に助かるために!!

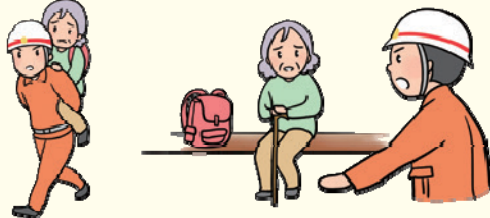
～市町村から支援者への情報提供にご協力を～

## 災害時に受けられる支援(例)

- 避難連絡・避難誘導に関する支援



- 安否確認・救助活動に活用



## 平常時に受けられる支援(例)

- 支援者との交流  
(日常の声かけ等の見守り)



- 個別計画や  
防災訓練に活用



※支援の内容については市町村によって異なります。

# こんな不安はありませんか?

津波警報が出たときに、  
逃げるために誰かの  
助けがほしい。



地震があったときに、  
避難すべきかどうか  
判断できない。



災害時、1人での避難が大変なことを  
周りの人に知ってほしい。

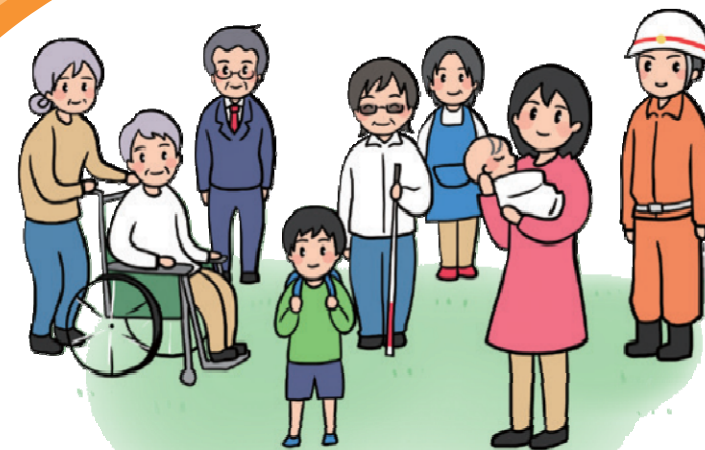


1つでも不安があれば、  
中をご覧ください。

自ら避難することが困難な方へ

# 災害時に備えて 今できること

～災害時にスムーズに避難支援を  
受けられるようにしましょう～



# 市町村が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を支援者へ提出することに同意しましょう。そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります！

## 自ら避難することが困難な方への支援イメージ

**避難行動要支援者**

※自ら避難することが困難な方  
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は施設管理者の対応となります。)

**支援者(避難支援等関係者)**

※民生委員 自主防災組織  
消防機関 など  
(市町村により異なります。)

**5**  
[平時] 日常の声掛け等の見守り・避難訓練の実施 など

**6**  
[災害時] 避難行動に関する支援 など

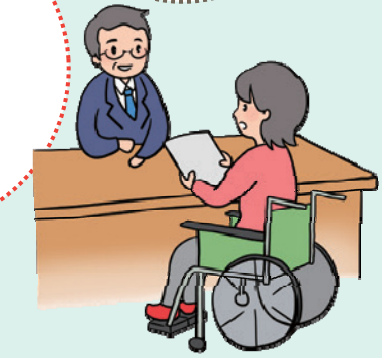
**3**  
同意

**2**  
名簿情報を平時から支援者に提供してよいか確認

**4**  
同意した方の名簿情報の提供

**市町村**

**1**  
避難行動要支援者名簿の作成



(制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせください。)

## 避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

## 避難行動要支援者名簿の情報

避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

<b>氏名</b>	<b>生年月日</b>
<b>性別</b>	<b>住所・居所</b>
<b>電話番号</b>	<b>など</b>

※登録内容は市町村によって異なります。

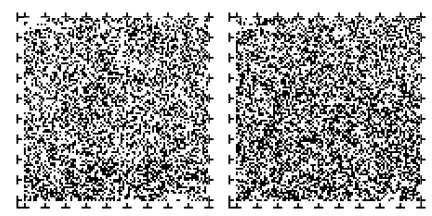
## 名簿の個人情報の取扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

音声コードをご利用の方はこちら

※コードを読み込むことで内容を音声にて説明いたします。

Uni-Voice 🔍



【ENGLISH】

【日本語】

# 「み春野」における「災害時要配慮者」・「避難行動要支援者」支援体制の構築（参考）

**災害時要配慮者** 災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々

- ① 高齢者、②視覚障害者、③聴覚・言語障害者、④肢体不自由者、⑤内部障害者、⑥知的障害者、⑦発達障害者、⑧精神障害者、⑨難病患者等、⑩乳幼児、⑪妊産婦、⑫外国人等、⑬災害時負傷者、⑭災害孤児等、⑮地理に不案内な旅行者等

**避難行動要支援者** 災害時要配慮のうち、自ら避難することが困難な者で、特に支援を要するもの（名簿掲載者）

- ① 65歳以上の独居高齢者で要支援1・2又は要介護1・2の方、②要介護3・4・5の方、③重度障害者の方、④重度認定を受けている難病患者の方、⑤者々介護、日中独居、日本語による意思疎通に支障ある外国人等（手をあげた方）

## 共助による平常時の備え

主体 要支援者：民生委員等、高齢者等：社協

1 要支援者等の情報収集（実態把握）

主体 自治会、民生委員等、社協の連携

2 近隣における顔のみえる関係づくり

主体 要支援者：民生委員等、高齢者等：社協

3 見守り活動の展開

主体 自治会及び自主防、避難所運営委員会

4 安否確認方法の確立

5 避難場運営準備・避難方法の確立

主体 主体間連携による緊密な連携

6 避難支援者による訓練実施

7 市による個別避難計画策定への協力

## 共助による災害時の助け合い

主体 要支援者：近隣支援者、その他：班長等

1 近隣者による安否確認

主体 要支援者：近隣支援者、その他：集団行動

2 避難支援（在宅避難生活を含む。）

主体 自主防災組織

3 救出・救護

自治会等による共助

避難所における生活支援

拠点福祉施設への引継ぎ等

完了していること

- ◇市と自治会間の協定締結
- ◇個人情報取扱研修
- ◇名簿情報の受領

取り組んでいること

- ◇主体間連携を踏まえた調整会議の開催
- ◇支援マップの作成
- ◇社協地区部会による独居の後期高齢者の見守り活動（地域福祉活動として実施）

今回着手すること

- ◇民生委員による要支援者の実態把握（支えあいカード作成）
- ◇支援希望者への制度の周知と近隣支援者とのマッチング

関連する取り組み事項（全世帯を対象・令和5年度中に展開）  
地域における共通的な安否確認方法の確立・安否確認訓練の実施

**到達目標**①主体間連携による緊密な連携体制の構築による活動主体の重層化、②「誰一人取り残さない防災の実現」を踏まえた近隣の人たちが助け合う地域の実現